

第三国会と第四国会の選挙法

六月三日（一九〇七年六月三（十六）日）の選挙法をさす。これによって第三国会と第四国会の構成が黒百人組＝カデットの的なものとなった。すなわち、同法によると、農業者クーリア（地主）では有権者 230 名、第一都市クーリア（大ブルジョアジー）では有権者 1000 名、第二都市クーリア（その他の都市有権者）では有権者 1 万 5000 名、農民クーリアでは有権者 6 万名、労働者クーリアでは有権者 12 万 5000 名が選挙人 1 名を選出することになっていた。

第 36 卷 事項訳注 P767